

単身高齢者等の総合相談支援事業実施要綱

令和6年5月2日付6福祉生地第47号

(目的)

第1条 単身高齢者等の総合相談支援事業は、家族や親族がいない又は家族や親族がいてもそれらの者から必要な支援を受けることができない高齢者又は障害者(以下「高齢者等」という。)が日常生活を送る上で将来に生じるであろう医療、福祉等に関する諸問題に関し、高齢者等が将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な相談対応や情報提供を行うことにより、本人の希望に基づき、自分らしく安心して人生の終えんを迎えるための支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、事業の一部又は全部を適切な団体に委託又は助成して実施することができる。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次の各号とし、このうち第1号に掲げる事業は必須事業とする。

- 一 第1条の目的に沿った一般相談及び弁護士、司法書士等による専門相談に係る窓口の設置並びに運営
- 二 将来の生活における不安解消に資するその他の独自の取組

(事業対象者)

第4条 本事業の対象者は、高齢者、障害者、その家族等とする。

(関係機関等との連携)

第5条 本事業の実施主体若しくは事業の運営について委託又は助成を受けた団体は、事業の実施に当たり、必要に応じて、関連する団体、専門職等と連携し、円滑な事業の運営を図る。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。